ふるさと福島楢葉会会則（令和４年４月１日訓令第36号）

最終改正:

改正内容:令和4年4月1日訓令第36号［令和4年4月1日］

〇ふるさと福島楢葉会会則

令和4年4月1日訓令第36号

ふるさと福島楢葉会会則

（名称）

第１条　本会は「ふるさと福島楢葉会」と称する。

（目的）

第２条　本会は、主に首都圏在住の楢葉町出身者等と連携を密にして、町の魅力・情報発信を通じて、会員相互の交流と親睦を図り、会員と楢葉町の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第３条　本会はその目的を遂行するため、次の事業を行う。

（1）総会及び交流会の開催に関すること。

（2）会員募集に関すること。

（組織）

第４条　本会は、次の会員をもって組織する。

（1）主に首都圏に在住する楢葉町出身者（一時在住したものを含む。）

（2）縁故者

（役員）

第５条　本会には、次の役員を置く。

（1）会長

（2）副会長

2　会長及び副会長は、会員から互選する。

3　会長は会務を総理し、会務を総括する。

4　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（役員任期）

第６条　本会の役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

（その他）

第７条　この会則に定めるもののほか、本会の運営について、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。